Doshisha University
Learn to Live and Live to Learn

日本学生支援機構
給付型奨学金【新制度】
継続申請について

学生生活課

必ず手続きを！

- **必ずご自身で手続きを行ってください**
- **「停止中」の場合も**手続きが必要です
- 奨学金継続願は**スカラネット・パーソナル**（インターネット）で手続きします
- 貸与奨学金と給付奨学金を併給している方は、**それぞれ継続願手続きを行う必要があります**

必ず手続きを！

- 継続願手続き期間

12月15日(金)～
1月14日(日)

スカラネット・パーソナルでの手続き

①
ログイン＆給付額確認

②
振込み継続の確認

③
返還や処置について確認

④
学生生活の状況入力

⑤
学修の状況入力

⑥
アンケートの入力

⑦
入力内容の確認＆送信

⑧
受付番号の表示

手続き上の注意点

継続希望者は誤って選択しないでください！

✕ 継続の確認で「希望しません」

⇒4月以降の給付奨学金の支給が停止されてしまいます！

※適格認定（家計）により振込が停止中の場合も「希望します」を選択してください。

ただし、2024年度の適格認定（家計）で支援区分が確定するまで振込はありません。

適格認定（学業等）について

■廃止措置

次の①～④のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき

①修業年限で卒業できないことが確定したこと

②修得単位数の合計数が標準単位数※の５割以下であること

※標準単位数＝卒業必要単位数÷修業年限×在学年数
標準単位数に端数が生じた場合は切り上げる。
在学年数は1学期につき0.5として計算する（休学期間は含まない）。

③学修意欲が著しく低いと学校が判断した者
具体的には、当該年度に登録した科目のうち、不合格科目の割合が5割を超えている場合

④「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること

適格認定(学業等)について

「廃止」に該当する場合※は3月中旬～下旬に面談を行います。

面談の結果、「学業成績が著しく不良」に該当し、「災害、傷病、その他やむを得ない事由」があると認められない場合は、**奨学金が廃止されることに加え、当該年度に支給された奨学金と減免された授業料相当額を返還する必要があります。**

※4年次生が修業年限で卒業できないことが確定した場合、あるいは卒業可能であるが廃止に該当する場合も含む。

適格認定（学業等）について

■警告措置

給付奨学金の支給を継続しますが、次回の適格認定時に再度「警告」の認定となった場合は、給付奨学金は「廃止」となります。

次の①～③のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき
①修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること
②単年度のGPAが所属学部・学科の下位4分の1に属すること
③学修意欲が低いと大学が判断した者

具体的には、当該年度に登録した科目のうち、不合格科目の割合が4割を超えている場合

わからなくなったら・・・

■入力方法等で不明な点があれば、
まずは学生生活課まで尋ねてください。

学生生活課
（今出川）寒梅館1階　TEL：075-251-3280
（京田辺）成心館1階　TEL：0774-65-7430